

第14回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和3年7月26日、午前9時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第14回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名であります。</p> <p>推進委員の出席は15名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について</p>
----	--

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第14回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時9分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

7番 本島委員、8番 柏瀬委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の3ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。3ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が2,484㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が25件、筆数が35筆、面積が11,400.37㎡となっております。

合計いたしまして件数が27件、筆数が37筆、面積が13,884.37㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が4ページに、第5条の届出が5ページから11ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

【15番 遠藤委員が到着・着席】

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

主査

事務局の説明を求めます。

議案書の12ページをお開きください。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4条は、農地の所有者が自らの目的のために転用を行う、自己転用の申請です。今月の4条申請は1件です。

1番、申請地は寺岡町地内の畑、981㎡のうち164.4㎡です。

施設の概要は農家住宅の敷地拡張で、農家住宅の出入口および進入路を作りたいというものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地です。

議案書31ページの左側が1番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。7月12日に行った事前調査時の現地の様子はご覧のとおりで、すでに宅地の出入口と進入路となっており、是正の申請となります。(モニター画面に投影)

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の13ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

農地転用の許可権者は、農地法関係事務処理要領に基づき、許可後に、事業計画及び許可に付された条件に従って事業が行われているか、進捗状況を把握することとされています。その要領の中では、事業計画を変更すれば転用目的が達成される場合は、許可後の事業計画の変更も可能としています。

具体的には、転用事業者が、事業計画の変更を希望する場合、または転用事業者に代わる承継者がいるときに、事業計画の変更を行うというものです。ただし、承認の条件があり、①許可目的の達成が困難になったことが、転用事業者の故意ではないこと②変更後の転用事業が、変更前の転用事業と比べて同程度かそれ以上の緊急性があること③変更後の転用事業が、事業計画に従って実施されることが確実であること④変更後の転用事業により、周辺の地域における農業に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度又はそれ以下であることを満たす場合となっています。

今回は、太陽光発電設備用地として許可を受けたものの、コロナ禍によって

当初予定していたパネルが入手できず、規格が高出力のものに変更になったため、許可地の一部にパネルを設置する必要がなくなり、その土地に一般住宅の建築を希望する人物が現れたため、許可後の事業計画の変更を行うとともに、一般住宅の転用申請をあわせて行うものです。32ページに位置図が、33ページから34ページに土地利用計画図が載せてあります。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。太陽光事業者は、残った土地にこれ以上パネルを設置することはないのでしょうか。

副主幹

経済産業省の認可と東京電力との契約により、売電量が決まっているため、これ以上のパネル設置はありません。また、農地法事務処理要領に基づき、事業の完了後に、報告書を提出することとされています。この案件は、計画変更を承認いただいた後、完了報告書の提出を求めます。

議長

変更が必要でも手続きをせず、勝手に施行する例がほとんどではないかと思えます。委員の皆さんは、このような手続きがあることを知っておいてください。

それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように承認いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の14ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

7月の申請件数は17件、うち太陽光9件、一般住宅8件でした。

それでは、説明に入ります。

1番、申請地は名草下町地内の田、657㎡ほか3筆、計2,698㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル756枚を1,496.88㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

議案書35ページの左側が1番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が36ページにございます。

事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書14ページにお戻りください。

2番、申請地は大月町地内の田、412㎡ほか1筆、計547㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積159.47㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の44ページが2番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書14ページにお戻りください。

3番、申請地は大月町地内の田、410㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積117.17㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の45ページが3番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書15ページをお開きください。

4番、申請地は大月町地内の田、465㎡ほか1筆、計599㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積113.97㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の46ページが4番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書15ページにお戻りください。

5番、申請地は名草下町地内の田、1,395㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル252枚を559.44㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の47ページが5番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書15ページにお戻りください。

6番、申請地は名草下町地内の田、1,038㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル228枚を506.16㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の48ページが6番の調査書です。各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書15ページにお戻りください。

7番、申請地は名草下町地内の田、138㎡ほか2筆、計1,575㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル252枚を559.44㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の49ページが7番の調査書で、各項目とも適正なものと判断され

ております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書16ページをお開きください。

8番、申請地は名草中町地内の畑、496㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積148.22㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の50ページが8番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)議案書16ページにお戻りください。

9番、申請地は奥戸町地内の畑、634㎡ほか1筆、計1,014㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル224枚を379.76㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の51ページが9番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)議案書16ページにお戻りください。

10番、申請地は奥戸町地内の畑、363㎡ほか1筆、計733㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル300枚を489㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の52ページが10番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)議案書16ページにお戻りください。

11番、申請地は松田町地内の田、734㎡ほか1筆、計1,652㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル432枚を857.08㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の53ページが11番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書17ページをお開きください。

12番、申請地は松田町地内の田、66㎡ほか1筆、計1,489㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル176枚を390.72㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の54ページが12番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)議案書17ページにお戻りください。

13番、申請地は松田町地内の田、145㎡ほか3筆、計1,071㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル192枚を426.24㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移

転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の55ページが13番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書17ページにお戻りください。

14番は議案第2号1番と関連したもので、申請地は板倉町地内の雑種地、234㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積112.61㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の56ページが14番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書17ページにお戻りください。

15番、申請地は葉鹿町地内の田、299㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積96.05㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の57ページが15番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書18ページをお開きください。

16番、申請地は葉鹿町地内の田、300㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積101.85㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の58ページが16番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書18ページにお戻りください。

17番、申請地は島田町地内の畑、140㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積128.34㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第1種農地です。

議案書の59ページが17番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請17件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員。

11番

11番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の35ページをご覧下さい。

調査年月日は令和3年7月15日、調査班は、遠藤運営委員長を班長に、本島委員、藤生委員、河内委員、私の5名で、調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は294.8キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約330万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。公図にない畦畔及び水路は現況を維持するとともに、水路周りの草刈りと堀さらいを行い、水の流れに支障が生じないように配慮するとのことでした。また、工事着工前に申請地西側の大型水路をはじめ、周辺の素掘りの水路を含めた水の流れを堰の管理者に必ず確認するよう念を押し、了承を得ました。

申請地は、東は道路および宅地、西は水路、北側は水路、南側は水路および宅地です。周辺一帯が太陽光発電設備用地として転用されており、水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は、名草下町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

長竹推進委員 特にありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。続いて2番から17番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。

2番、3番、4番の一般住宅3件の排水先はどこでしょうか。

主査 3件とも、雨水は敷地内浸透、生活雑排水は合併処理浄化槽を通して東の市道側溝に放流する計画となっています。

2番 私と4番の藤生委員は、この周辺農地を耕作しています。この道路側溝は、南に広がる農地の入水口となっているので、西の素掘りの排水路に放流して

ほしいのですが。

主査 申請書には、水利組合の放流同意書が添付されていますが、周辺農地に影響がある、ということでしょうか。

2番 この町内は、小学校にも近く、宅地化が進んできたので、営農する者としては、排水路がある場合は、そちらに放流するよう促してほしいです。

議長 ここで暫時休憩とします。

【休憩】

議長 それでは議事を再開します。

今回の3件と残りの3区画の案件については、すでに分筆が済んでいること、住宅建築のスケジュールなどを考慮し、事業計画どおりに東の道路側溝への排水を認めることとします。しかし、水の流れに支障が出ないように、堀さらいなど水路の保全管理、水質保持の取組みを、地元の農業者と協力して行うことをご了承いただいたうえで許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 続く5番から17番についても、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番から17番はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の19ページをお開きください。

第4号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、農業委員会が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、総会の議決により判断いただくため、上程するものです。

対象地は1筆で、田島町地内の畑、面積485㎡、いずれも荒廃農地の把握年月日は令和3年6月29日、現況確認日は7月15日です。

現地の状況は、雑木が生い茂り、農地に復元することが出来ないと見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということでもあります。

位置図、公図につきましては、議案書60ページに、地籍図と航空写真が61ページに載せてあります。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番 4番 藤生 です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、5条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行いましたところ、対象地は集落近くの河川沿いにあり、雑木が繁茂していることを確認しました。東側隣接地の畑との間には段差があり、農業用機械の進入が困難である状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時20分 議長交代】

議長 続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の20ページをお開きください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和3年7月30日公告予定分であります。

議案書の21ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、13件で面積30,544㎡です。所有権移転は1件です。

貸借権設定についてですが、詳細が22ページから24ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転です。25ページをご覧ください。今回は1件で、面積は4,318㎡です。内容を説明いたします。

1番、申請地は上洪垂町地内の田、面積1,783㎡ほか1筆、計4,318㎡で、売買価格は10a当たり120万円になります。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、7月30日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、13番 長谷川

委員の退席を求めます。

【午前10時22分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号 1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前10時23分 出席・議長交代】

議長 続いて貸借権設定の3番から13番及び所有権移転を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番 3番 石橋です。

所有権移転について、これまでの経過を教えてください。

副主幹 譲受人は認定新規就農者で、トマトの農業士のもとで約1年間、研修を受けてきました。独立就農に当たり、ハウスを設置する農地がなかなか見つからず、農業委員の皆様にも長期にわたり探していただいた次第です。このほど、JA足利に譲渡人から、離農する旨の連絡が入り、契約に至りました。

3番 私の地元の農地ですが、議案書を見るまで知りませんでした。地元の農業委員が知らない、というのは問題だと思います。人・農地プランの協議を尊重してほしいです。

議長 この案件は、別の農地で契約寸前のところに離農情報が入り、急遽まとまったものです。申し訳ありません。今後、気を付けたいと思います。

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の3番から13番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項の農地所有適格法人の報告書について、事務局の報告を求めます。

副主幹 では、議案書26ページをお開きください。農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。

今月は、3法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。以上です。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第14回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時32分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年8月26日

足利市農業委員会

7番委員

8番委員